

1 世界人権宣言

1948年12月10日

国際連合第3回総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

(自由平等)

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

(権利と自由の享有に関する無差別待遇)

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる自由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

(生存、自由、身体の安全)

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

(奴隷の禁止)

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

(非人道的な待遇又は刑罰の禁止)

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

(法の下に人としての承認)

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

(法の下における平等)

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

(基本的権利の侵害に対する救済)

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

(逮捕、拘禁又は追放の制限)

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

(裁判所の公正な審理)

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(無罪の推定、罪刑法定主義)

第11条 1 犯罪の訴追を受けたものは、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と確定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

(私生活、名誉、信用の保護)

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

(移転と居住)

第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

(迫害)

第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

(国籍)

第15条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

(婚姻と家庭)

第16条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

(財産)

第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

(思想、良心、宗教)

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

(意見、発表)

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

(集会、結社)

第20条 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

(参政権)

第21条 1 すべて人は、直接にまたは自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国において等しく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、当地の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

(社会保障)

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各地の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

(労働の権利)

第23条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

(休憩、余暇)

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

(生活の保護)

第25条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

(教育)

第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

(文化)

第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

(社会的国際的秩序)

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

(社会に対する義務)

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道德、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

(権利と自由に対する破壊的活動)

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 同和対策審議会答申（抄）

昭和40年 8 月11日

前 文

昭和36年12月 7 日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団の居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象

となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日に公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や習慣に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下

と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見・前近代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは、言語や文字や行為を媒介として萌在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対策から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは、相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大でもある。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、購業と

される雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

2 同和問題の概観 (略)

第2部 同和対策の経過 (略)

- 1 部落改善と同和対策 (略)
- 2 解放運動と融和対策 (略)
- 3 現在の同和対策とその評価 (略)

第3部 同和対策の具体案

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を拠りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行なわれるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行なうべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸施策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。

なお、この際とくに次の諸点に留意する必要が認められる。

- ① 社会的、経済的、文化的に同和地区の生活水準の向上をはかり、一般地区との格差をなくすことが必要である。このためには、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上等の諸施策を積極的かつ強力に実施しなければならない。なおこの場合、地区住民の自覚をうながし、自立意識を高めることが強く要請される。
- ② 地区住民に対する差別的偏見を根絶することが必要である。このためには、学校教育、社会教育を通じて同和教育の徹底をはかるとともに、人権擁護活動を活発に展開しなければならない。なおこの場合、部落差別は古い因習や迷信と無関係ではあり得ない。したがって、このような弊風を温存する非合理性の強い、おくれた地域社会の体質を改善し、その近代化をはかるためにも適切な対策を講ずることがきわめて大切である。

- ③ 同和問題を社会開発および経済開発の中に正しく位置づけ、前進する日本の政治態勢の中でその解決をはかることが必要である。たとえば多年の懸案である生活環境の改善や就職の機会均等などの諸施策は、このような現在の前向きの姿勢の中で積極的に推進されなければならない。

- 1 環境改善に関する対策 (略)
- 2 社会福祉に関する対策 (略)
- 3 産業職業に関する対策 (略)
- 4 教育問題に関する対策

(1) 基本的方針

同和問題の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。したがって、同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利（憲法第26条）および、教育の機会均等（教育基本法第3条）に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならない。特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわれなければならない。

① 同和教育についての基本的指導方針の確立の必要

同和対策としての同和教育に関しては遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。

人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし、戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも、戦後20年の今日、依然として恥ずべき差別が日本の社会に厳として存在していることは反省されなければならない。

すなわち、憲法と教育基本法にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行なわれるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の実情に即し、特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育ではなく、全国民の正しい認識と理解を求めるという普遍的教育の場において、考慮しなければならない。このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。

なお、同和教育を進めるに当たっては、「教育の中立性」が守られるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさけられなければならない。

② 教育行政機能の積極性

国の指導方針の不明確な現状は、都道府県教育委員会などの対策においていちじるしい格差を生じ、民間教育団体の動きにもまた、さまざま相違が生じ、その影響は義務教育段階においてとくに著しい。このような格差のある教育行政の存在は同和地区解放に大きな影響を与えるものである。全国的に均衡のとれた行政体制の確立が要望される。

③ 同和教育指導者の不足と充実

同和教育は、学校教育、社会教育、さらに家庭教育をふくめたすべての教育の場で進められる。そのさいとくに必要となるのは地区と一般地区の別を問わず、同和問題に関して深い認識と理解をもつ指導者の不足していることである。

同和教育が効果的に進められている地方は、この方面の教育に関心をもつ教員や指導者数に比例するともいえる。すなわち、地方の実情からすると、学校教育にせよ、社会教育にせよ、熱意のある指導者の存在するところが、同和教育は行届いているといえる。

地区住民の生活向上、社会の差別意識の撤廃等は、その根本は深く、かつ広いので、その打開は必ずしも容易でない。とくに解放の基礎となる生活と文化を高めるために、指導者の必要性が痛感される。

④ 政府機関相互の連絡の調整

あえて同和教育ばかりをいうのではない。しかし、とくに同和対策関係諸官庁の横の連絡には、欠陥が多い。

学校教育における長欠、不就学の処置は、厚生省所管の生活保護ならびに社会保障との関連を必要とし、中学卒、高校卒の就職は、進路指導にともなって、労働省関係の職業訓練、就職斡旋と関係する。

社会教育については、社会教育関係団体である青年団体、婦人団体との連携を密にし、厚生省所管の隣保館などの福祉施設と、文部省所管の公民館ならびに集会所との関係など、調整を要する部面も少なくない。

(2) 具体的方策 (略)

5 人権問題に関する対策 (略)

結 語

－同和行政の方向－

同和問題の根本的解決に当たっては、以上に述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

- ① 現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これら法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。

(下 略)

3 地域改善対策協議会意見具申（抄）

平成8年5月17日

内閣総理大臣
関係各大臣

地域改善対策協議会
会長 宮崎 繁樹

同和問題の早期解決に向けた今後の方策の 基本的な在り方について（意見具申）

本協議会は、平成3年12月11日の本協議会意見具申が指摘した地域改善対策の基本的な課題について審議するため、平成5年7月28日、本協議会の中に総括部会を設置した。総括部会は、平成5年10月以来、29回にわたって審議を行い、本年3月28日に意見を取りまとめ、本協議会に対し別添のとおり報告がなされた。

本協議会は上記報告を踏まえて審議を行った結果、本日、同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について、同報告の内容をもって本協議会の意見とし、これを具申することとした。政府におかれては、本協議会の意見を尊重し、同和問題の早期解決に向けた施策の推進に当たられるよう要望するものである。

別 添 地域改善対策協議会総括部会報告書

平成8年3月28日

（前 略）

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。

また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和对策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差ししかかっていると言えよう。

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯

（前 略）

昭和40年の同対審答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきた。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決をはかる上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい。答申がなされてから既に30年余り経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない。

同対審答申を踏まえ、昭和44年に10年間の限時法として同和对策事業特別措置法（同対法）が制定され、その後の3年間の延長も含め、特別対策が総合的に推進された。この間の対策により、物的な基盤整備が急速に進展するなど大きな成果をあげたが、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生してきた。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた地域改善対策特別措置法（地対法）が昭和57年に5年間の限時法として制定された。その後、昭和62年、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終法として提案された現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が5年間の限時法として制定され、平成4年に5年間延長された。地対法、地対財特法を通じ、特別対策を必要に応じて見直ししながら引き続き実施する一方、心理的差別の解消を目指した啓発事業の積極的な展開を図るとともに、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除などの適正化対策が推進され、現在、地対財特法の期限まで、残り約1年という段階に差ししかかっている。

(2) 現状と課題

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査（実態調査）が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

以下は、その要点である。

① 現 状

同和地区においては、若い世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出する傾向が見られ、全国平均に対して高齢化の比率が若干高くなっている。同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは増加の傾向を示している。また、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっているが、都市規模別にみると、大きな差はみられない。高等学校進学率は向上してきており、ここ数年9割を超えているが、全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。最終学歴については、高等教育修了者（短大・大学等）の比率が20歳代、30歳代では40歳以上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

就労状況は、若年齢層を中心に、安定化する傾向にあるが、全国平均と比較すると、不安定な就労形態の比率が高くなっている。就労先は全体的に小規模な企業の比率が高くなっている。また、年収の面では全国平均に比べて全体的に低位に分布しており、世帯の家計の状況も全般的にみると依然として全国平均よりも低位な状況にある。農業経営世帯は、小規模農家が多く、農業従事者が高齢化してきている。事業経営世帯では、小規模な個人経営が多い。

同和地区の人であるということによって約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談したものは少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。

地域改善対策の適正化については、改善された点もみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等の家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の管理規程の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況も見られ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで三度にわたる特別法が制定され、四半世紀にわたって同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおかた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、全般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2（2）に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取組が不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている。

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。このようなことから、従来の方策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が存在するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す

取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の専重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

(中 略)

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」ととらわれることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化 (略)

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行 (略)

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とはいえない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取り組みが必要である。

② 行政の主体性の確立 (略)

③ 同和関係者の自立向上 (略)

④ えせ同和行為の排除 (略)

⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然としてえせ同和行為が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見の交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想を表明しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

(5) その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取り組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

(下 略)

4 人権擁護推進審議会答申（抄）

（「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する
施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）」）

平成11年7月29日

はじめに

1 本審議会の人権に関する基本的認識

（前 略）

迎える21世紀は、「人権の世紀」と言われている。それには、20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められている。20世紀においても1948（昭和23）年の世界人権宣言以来、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきたが、それが一斉に開花する世紀にしたいという熱望である。

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利—それが人権である。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されている。つまり、政府のみならず人々の相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られることが期待されているのである。

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。しかし、地球の狭さと限られた資源の中で、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことがなければ、人権の尊重もまたあり得ない時代に差し掛かっている。人権の尊重ということは、今日、そのような広がりの中でとらえられなければならない。

世界の大きな動向から、ひるがえって我が国の人権状況を見ると、人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、様々な経緯を踏まえながらも、人権尊重主義は次第に定着しつつあると言える。しかし、公的制度や諸施策そのものの在り方にかかわって、様々な課題がある。さらに、国民相互の間にも課題が残されている。とりわけ同和問題など不当な差別は、憲法施行後50年以上を経過した今日の時点でも解消されていない。我が国が、世界の人権擁護推進に寄与し、国際社会で名誉ある地位を得るためにも、これらの課題を早急に解決していく必要がある。一人一人の人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

「人権の世紀」への始動は、既に至るところに、様々な形で見られるが、国際連合の提唱による「人権教育のための国連10年」もその一つである。そのような中で、人権擁護推進審議会（以下、「本審議会」と言う。）は、人権擁護施策推進法に基づき、まず、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策」の検討を行ってきた。

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であって、尊重されるべきものである。しかし、現実には、人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が、公権力と国民との間のみならず、国民相互の間でも侵害される場合があり、その一つの典型が不当な差別であることは、広く認識されるに至っている。このような人権侵害とされるものの中には、人権と人権が衝突し、その衝突状況を慎重

に見極めて人権侵害の有無を決すべきものもあるが、多く見られるのは、不当な差別のような一方的な人権侵害である。こうした人権侵害は、いずれにしても、決して許されるものではない。本審議会は、国民相互間の人権問題について、このような認識に立って、人権教育・啓発の施策の基本的在り方について検討してきた。

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めることは、まさに、国民一人一人の人間の尊厳に関する意識の問題に帰着する。これは、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが本来望ましいものであり、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが肝要である。しかし、同和問題など様々な人権課題がある我が国の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責務を負う国は、自らその積極的推進を図り、地方公共団体その他の関係機関など人権教育・啓発の実施主体としてそれぞれ重要な役割を担っていくべき主体とも連携しつつ、国民の努力を促すことが重要である。さらに、これらの実施主体の活動のほかに、国民のボランティア活動にも期待するところが大きい。他方、人権教育・啓発は国民一人一人の心の在り方に密接にかかわるものであることから、それが押し付けになるようなことがあってはならないことは言うまでもない。

本審議会は、人権教育・啓発に以上のような困難な問題があることを十分踏まえた上で、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を提言するものである。

2 本審議会の設置の経緯と審議の経過 (略)

第1 人権及び人権教育・啓発に関する現状について

1 人権に関する現状

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。平成10年12月には、衆議院及び参議院において、世界人権宣言採択50周年を契機として、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に一層努めることを決意する旨の決議も行われている。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国内外から、国の諸制度や諸施策そのものの在り方に対する人権の視点からの批判的意見（注1）も含めて、公権力と国民（注2）との関係や国民相互の関係において様々な人権問題が存在すると指摘されている。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について諮問を受けている。したがって、人権に関する現状を考察する上で検討の対象となるものは、様々な人権問題のうち、人権に関する教育・啓発を推進し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解が深まることによって、解消に向かうと考えられるものである。そこで、主な人権課題（注3）の現状を見ると、以下のとおりである。

- ① 女性に関する課題として、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる、就職の際や職場における昇進の際の男女差別の問題のほか、セクシュアルハラスメント、家庭内における暴力などの問題がある。

- ② 子どもに関する課題として、子どもたちの間のいじめは依然として憂慮すべき状況にあるほか、教師による児童生徒への体罰も後を絶たない。また、親による子どもへの虐待なども深刻化しつつある。
- ③ 高齢者に関する課題として、我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として社会の高齢化が急速に進む中、就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待や高齢者の財産を本人に無断でその家族等が処分するなどの問題がある。
- ④ 障害者に関する課題として、就職に際しての差別の問題のほか、障害者への入居・入店拒否などの問題が依然として存在しており、さらに、施設内における知的障害者等に対する身体的虐待事件の多発などが近時目を引く。
- ⑤ 同和問題に関する課題として、同和問題に関する国民の差別意識は、特に昭和40年の同和対策審議会答申（注4）以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある。
- ⑥ アイヌの人々に関する課題として、結婚や就職に際しての差別の問題のほか、差別発言などの問題がある。
- ⑦ 外国人に関する課題として、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつある中、就労に際しての差別の問題のほか、外国人への入居・入店拒否など様々な問題がある。また、在日朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせなどの事件や差別発言などの問題もある。
- ⑧ HIV感染者やハンセン病の患者及び元患者に関する課題として、日常生活や職場・医療現場における差別の問題のほか、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題がある。
- ⑨ 刑を終えて出所した人に関する課題として、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のある噂の流布などの問題がある。

以上のほか、犯罪の被害者やその家族について、時には少年事件などの加害者本人についても、マスメディアの興味本位の、又は行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害の問題があるなど、様々な人権課題がある。近時、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示も問題となっている。

このように我が国には今なお様々な人権課題が存在するが、その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向等が挙げられる。国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権問題を複雑化させる要因となっている。また、国民一人一人において、個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが十分に備わっているとは言えないことが、それぞれの課題で問題となっている差別や偏見につながっているという側面もある。

このような様々な人権課題が存在する要因の基には、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘できる。

現に、総理府が平成9年7月に実施した「人権擁護に関する世論調査」において、基本的人権が

侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることそれ自体を知らないと答えた者の割合が、回答者全体の20.1パーセントを占めており、その結果から見ても、基本的人権についての周知度がいまだ十分とは言えない状況にある。同世論調査では、権利のみを主張して他人の迷惑を考えない人が増えてきたと思うと答えた者の割合が、回答者全体の82.9パーセントにも上っており、この結果からも、自分の権利を主張する上で他人の権利にも十分に配慮する必要があるという認識がいまだ国民の間に十分に浸透していないことがうかがわれる。

他方、上記の周知度との関連で、自分の有する権利についての理解が十分でないことから、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が十分なされていないことがあると指摘されている。

このように人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないのは、国民に、人権の意義やその重要性についての正しい知識が十分に身に付いておらず、また、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付いていないからであると考ええる。

2 人権教育・啓発の現状

(前 略)

そこで、本審議会においては、今後の人権教育・啓発の基本的在り方及びこれを踏まえた人権教育・啓発の推進のための効果的な方策を各実施主体に提案するという実践的な観点から、本答申で用いる人権教育及び人権啓発を以下のように整理することとする。

人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動とする。人権啓発とは、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものとする。

(1) 人権教育

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情にも留意しながら、学校教育及び社会教育を通じ様々な取組が行われている。

しかしながら、ともすると知識を一方的に教えるにとどまっている、人権尊重の理念について必ずしも十分認識していない指導者が見られる、などの問題が指摘されている。また、人権教育を実施するに当たっては、外部の不当な介入を受けることなく、教育の中立性を確保することが引き続き重要な課題となっている。

人権教育の現状は、以下のとおりである。

ア 学校教育

学校教育では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われている。

幼稚園においては、例えば、友達と一緒にものづくりをするなどの様々な遊びや生活を通して、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちで行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむような取組が行われている。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、だれに対しても差別することや偏見を持つことなく、人間尊重の精神をはぐくむよう指導することとされている。

また、人権教育を推進するための施策として、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するため研究指定校等による実践的な取組が行われている。

さらに、いじめ、障害者などの人権に係る諸課題について、種々の施策が実施されている。

例えば、いじめの問題については、いじめは人権にかかわる重大な問題であり、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されることではない」という認識に立って各種の取組が行われている。また、障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われている。

大学等における人権教育については、例えば、法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

このように学校教育において人権教育が推進されているが、児童生徒の実態からすると、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題等が指摘されている。

イ 社会教育

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。また、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。さらに、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

このように、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることや指導者が固定しがちであることなどから、ともすると学習参加者の意欲が減退しているなどの問題が指摘されている。

ウ 家庭教育

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などをはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っている。本来、家庭教育は、各家庭において責任を持って行われるべきものであるが、今日、家庭の教育力の低下が指摘されている。このため、家庭教育に関する親の学習機会の提供や子育てに関する相談体制の整備、家庭教育手帳等の作成・配布など家庭教育を支援する取組が行われている。一方、親の差別的な意識が、言動を通じて、子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されている。このため、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが求められている。

(2) 人権啓発 (略)

(3) (財)人権教育啓発推進センター (略)

(4) 人権教育のための国連10年 (略)

第2 人権教育・啓発の基本的在り方について

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。

日本国憲法において、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている（97条、11条）。また、昨年、第3回国際連合総会で採択されてから50周年を迎えた世界人権宣言においては、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるとされている（前文）。人権は何よりも大切なものであり、人権の尊重が政府及び人々の行動基準とされなければならないことは、1993（平成5）年のウィーンにおける世界人権会議（注12）などにおいても確認されている。

このように普遍的な意義を持つ人権の内容は、日本国憲法においても、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重（13条）と法の下での平等及び差別の禁止（14条）という二つの包括的な規定と、様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に明文で示されている。

これらの人権が不可侵であるということは、歴史的には、主として、公権力によって侵されないという意味で理解されてきたが、人間はどのような関係においても人間として尊重されるべきものであるということにかんがみれば、人権は、国や地方公共団体といった公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものであることは言うまでもない。

我が国においては、一方で、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が必ずしも十分に行われていないという問題があり、他方で、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することができない者も少なくないという問題があるが、これは、詰まるところ、人権についての正しい理解がいまだ不十分であるからにほかならない。今日、人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にあることからしても、今後の我が国社会においては、一人一人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。日本国憲法12条も、この趣旨をうたっている。

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しているのであり、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、国民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものである。

このような認識に立ち、本審議会は、人権尊重の理念を、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すな

わち、人権の共存の考え方ととらえるものである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが重要である。このため、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発に当たっては、国民一人一人に、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される、早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう配慮する必要がある。また、人権教育・啓発は国民一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

人権教育・啓発は、国民一人一人の生涯の中で、様々な機会を通して実施されることにより効果を上げるものと言える。そのため、人権教育・啓発の実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが必要である。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられる（注13①）。この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発を進めていく必要があるが、個別約な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けることができるように働きかける必要がある。その際、同和問題など様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた教育・啓発活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある（注13②）。

さらに、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等においても国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

この観点からすると、人権教育・啓発は、その内容・方法等において、国民からあまねく受け入れられるものであることが望まれ、また、これを担当する行政は、主体性を確保することが重要である。一方、人権教育・啓発にかかわるすべての人は、国民の間には人権問題や人権教育・啓発の内容・手法等に関し多様な意見が存在していることにも十分配慮し、異なった意見に対する寛容の精神に立って、人権問題等に関して自由な意見の交換を行うことができる環境づくりに努めることが求められる。これに関連して言えば、人権上問題のある行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為は、国民に人権問題に関する自由な意見交換を差し控えさせることになるなど、上記環境づくりの上で好ましくないものと言える。人権上問題のあるような行為をした者に対しては、人権擁護に当たる公的機関が迅速かつ適正に対応することが重要である。

なお、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為の横行も、人権問題に村する国民の理解を妨げ、ひいては人権教育・啓発の効果をくつがえすものであるから、その排除に努める必要がある（注13③）。

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図ってこれを実施する必要がある。人権教育をより効果的に推進するためには、今後とも、学習機会の一層の充実、指導方法や学習教材の開発・提供、指導者の養成・確保等を図っていく必要がある。

人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったようなことがないよう、教育の中立性が守られるように留意しなければならない。

ア 学校教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であるため、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように努める必要がある。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人一人を大切にする教育を推進していく必要がある。

このために、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成することが重要である。そのためには、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実が大切である。

これとともに、人間尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くようにする必要がある。その際、他人の自由や権利を大切にすること、自分の行動には責任を持たなければならないことなどについて指導していくことが必要である。また、人間尊重の考え方を指導するに当たっては、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮することが望まれる。

大学等においては、人権尊重の理念についての理解を更に深め、それまでの教育の成果を確かなものとするのが重要である。なお、大学等は、社会の様々な分野での人材養成を担っているという観点からも人権教育の一層の充実が望まれる。

イ 社会教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権に関する学習を一層推進していくことが必要である。

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の一層の充実を図る必要がある。学習意欲を喚起する学習プログラムを開発・提供していくことも重要である。具体的な展開においては、参加型学習などの体験活動や身近な課題等を取り上げるなど日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くように創意工夫していくことが考えられる。また、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図る必要がある。

ウ 家庭教育

家庭教育は、本来、各家庭における価値観等に基づき行われるものであるが、教育の原点と言われるように、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で家庭の果たす役割は極めて重要である。このため、家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが必要である。このため、今後とも親に対する学習機会の提供など家庭教育に対する支援の一層の充実を図っていくことが重要である。

(2) 人権啓発 (略)

第3 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について

(中 略)

1 人権教育・啓発の実施主体の役割

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現されるためには、まず、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが求められる。人権教育・啓発の各実施主体は、国民のそのような努力を促すという面からも、人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえた上、それぞれの役割を明確にし、その役割に応じて相互に連携協力して総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要がある。なお、各実施主体の重要な立場にある人はもとより、人権教育・啓発を担当する人も、上記のような自己啓発に努めるべきであることは言うまでもない。

(1) 行政 (略)

(2) 人権擁護委員 (略)

(3) 学校

子どもたちの人間形成に当たって、学校の果たす役割は重要である。

幼稚園においては、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように指導していくことが求められる。義務教育段階である小学校及び中学校においては、他人を思いやる心、お互いの個性を認め合う心、自分や他人の生命を重んじる心などの豊かな人間性を体験活動等を生かした取組の工夫などにより育成するように努めるとともに、高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って人権課題等について正しく理解し、これを広い見地から考えることのできる力が身に付くように指導していくことが求められる。

このため、学校の運営に当たっては、児童生徒がそれぞれ人格を持った一人の人間として尊重されるよう、一人一人を大切にするという教育方針の下でこれにふさわしい学習環境を作っていくことが大切である。また、教員一人一人について指導方法の改善・充実が図られるよう、校内

研修の充実等に取り組む必要がある。さらに、日々の学校生活の場面で人権にかかわる問題が実際起こった場合、すべての教員が人権尊重の理念に立って、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮しながら適時適切に指導することが大切である。このような問題の解決に当たっては、学校が主体的に取り組むとともに、日頃から学校の指導方針や課題等を積極的に家庭、地域、関係機関などに情報提供するなど、開かれた学校運営に努めていく必要がある。この場合、学校の主体性を失い、外部からの教育に対する不当な介入であるとの批判を招くことのないように留意するなど、教育の中立性が確保されなければならない。

大学等は、個々の大学等の実情、方針等に応じて学内における自主的な取組により人権に関する教育の一層の充実に配慮することが求められる。

(4) 社会教育施設

学習者のニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館等社会教育施設の果たす役割は重要である。公民館等社会教育施設においては、学級・講座の開設等を通じて人権に関する学習機会の一層の充実を図る必要がある。また、学習ニーズに対応し、学習意欲を高めるような魅力ある手法を用いるとともに、学級・講座等の指導においては、教育関係者だけでなく、人権に関し幅広い識見のある人材を活用していく必要がある。このほか、ボランティア団体をはじめとする NPO を含めた関係機関との連携の下で、人権教育に関する指導者や学習機会等についての様々な情報を収集し、地域住民に提供していくなど、地域における人権教育を推進するための中核的役割を担っていくことが望まれる。なお、学校同様に教育の中立性が確保される必要がある。

(5) 各種施設

隣保館、女性センターなど各種施設においては、各施設の設置目的に沿った主たる活動のほかに、人権教育・啓発に係る取組なども行われている。特に、隣保館においては、地域社会全体の中で人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての取組などが行われている。これらの取組は、人権尊重意識の普及高揚を図る上で効果を上げており、今後とも、各地域における各種の自治組織、文化・福祉等の活動に関する組織との連携を図るなどして、その取組を一層充実させることが望まれる。また、幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、保育所における取組の充実も望まれる。

(6) 企業等の事業所

企業等の事業所は、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進などの事業所内における人権の尊重を確保するよう一層努めることが望まれる。人権が企業活動を含めてあらゆる活動の国際基準として尊重されるすう勢にあることにかんがみると、企業等の事業所は、個々の実情、方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に事業所内における啓発活動を展開することが大切である。また、事業所の規模等に応じて人権啓発のための運営体制を構築することも重要である。

なお、これらの啓発を進める上では、(財)人権教育啓発推進センターの活用も有効である。

(7) 民間団体 (略)

(8) マスメディア (略)

2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための施策

(1) 各実施主体間の連携・協力の推進 (略)

(2) (財) 人権教育啓発推進センターの充実 (略)

(3) 人権教育・啓発の効果的な推進のための施策

ア 人権教育

(ア) 学校教育においては、国は、各学校等での人権教育に係る取組に資するため、①適切かつ効果的な指導方法や学習教材等について資料の収集、調査・研究をし、その成果を学校等に対して提供すること、②ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実等を図っていくこと、③教員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるように研修等の一層の充実を図っていくとともに、現行のいわゆる同和加配教員制度を人権教育を推進するための教職員配置等に発展的に見直していくなど指導体制の充実について検討していくことが必要である。

(イ) 社会教育においては、国は、①地域の実情や学習者のニーズに応じた多様な学習機会の一層の充実を図ること、②学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムを開発するとともに、広く関係機関に、その成果を提供すること、③社会教育指導者に対する研修の一層の充実を図るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ること、④公民館等の社会教育施設を中心に、人権教育に関する指導者や学習機会等、様々な情報を地域住民に提供できるよう、関係機関等との連携を図ることが必要である。

(ウ) 家庭教育に関しては、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむことができるよう家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していく必要がある。

このため、国は、家庭教育に関する親に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や子育てに関する相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る必要がある。

イ 人権啓発 (略)

おわりに (略)

5 「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画（抄）

～人権文化の創造を目指して～

平成12年 3 月30日

I 基本的な考え方

1 行動計画策定の背景

（前 略）

愛媛県においては、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等の人権課題についてそれぞれ積極的に施策を講じてきました。

特に、同和問題を解決するための同和教育を重視し、昭和48年（1973年）に策定された「愛媛県同和教育基本方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携と関係諸機関及び諸団体との協力のもとに推進してきましたが、その取組の経緯の中で、あらゆる人権問題に関する理解や認識を深め、広く人権尊重の精神を高める人権教育としての役割を果たしてきました。

しかし、一方では、今なお様々な差別や偏見が根強く存在しており、国際化、高齢化等の進展に伴い、人権に関する新たな課題も見られるようになってきました。

このような中、人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るためには、「人権教育のための国連10年」への取組が、極めて重要かつ有意義であると考えます。このため、平成11年（1999年）4月28日、知事を本部長とする「人権教育のための国連10年」愛媛県推進本部を設置し、人権擁護推進審議会答申の趣旨も踏まえて、「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画を策定することとしました。

2 行動計画の趣旨

（1）行動計画における人権教育

（中 略）

（2）計画の趣旨

「人権の世紀」といわれる21世紀を目前に控え、国連及び我が国政府の「人権教育のための国連10年」の取組を、本県においても、県民とともに積極的に推進し、一人ひとりを認めあう平等と参加の地域社会づくりを実現するために、その指針となる行動計画を策定するものです。

3 行動計画の基本理念

この行動計画は、あらゆる場において、あらゆる機会に、あらゆる人々に人権教育が行われ、人権尊重の理念が人々の思考や行動の基準として日常の生活に根付き、人間関係と社会関係の基本原則となる人権という普遍的文化の創造を目指すことを基本理念とします。

すなわち、県民一人ひとりに人権尊重の意義やその重要性が知識として確実に身に付くとともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、人権教育を推進するための行動計画です。

4 県の基本姿勢

(1) 県民の県民による県民のための人権教育

人権は普遍的に尊重されてきたものではありません。人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であり、不断の努力により保持し、未来へ引き継ぐものです。そのためには、「わたし、あなた、そしてみんな」の視点に立って、つまり、あらゆる人権が相互に依存し、かつ分かちがたいことを認識して、一人ひとりが人権尊重の担い手として、人権を普遍化していくことが求められています。

私たちの社会や日常生活、そして生き方そのものが人権と深く結びついており、人権という普遍的文化の創造を目指すためには、県民一人ひとりが、日々の暮らしの中で、主体的に人権教育に取り組むことが何よりも大切です。

このため県においては、県民が主人公となる人権教育に取り組めます。

(2) 生涯を通じた人権教育

国連行動計画における人権教育は、世界人権宣言第26条をはじめとする人権関係国際文書における教育への権利保障規定にその根拠を置いています。教育への権利は生涯のあらゆる段階の権利であり、生涯学習によって保障されるものです。したがって、人権教育は、人権とは何かを学ぶことにとどまらず、学ぶことが人権であること、いわゆる「人権としての教育」を生涯にわたって保障されることが求められています。

また、人権教育は、学校等を通じての公的学習（formal learning）のみならず、家庭やメディア等を通じての非公的学習（non-formal learning）において、すべての年齢層、すべての人を対象に実施されることが必要です。

このため県においては、生涯学習の理念に基づく人権教育に取り組めます。

(3) 同和教育の成果を踏まえた人権教育

本県においては、様々な人権問題の分野で差別や偏見解消のための取組が行われてきましたが、特に同和教育は、県民の同和问题への理解と認識を深めるだけでなく、広く人権尊重の精神の高揚を図り、あらゆる人権問題に対する理解を深めてきました。同和教育の「差別の現実から深く学ぶ」といった考え方などは、今後の人権教育推進に当たっても重要な視点と考えます。

現在、世界各国において、様々な人権教育が展開されていますが、これら参加・体験型学習等の手法も学びながら、さらに広く豊かな人権教育を展開することが求められています。

このため県においては、同和教育の成果を踏まえたうえで、発展的に継承し、さらに新たな手法を取り入れた人権教育に取り組めます。

(4) 国際的視野に立った人権教育

「人権」は、国際社会が協力して推進する人類共通の課題であり、「環境」「平和」「開発」と相互に依存し、不可分な課題です。したがって、人権教育の推進について、国レベルはもとより、地域レベルにおいても、国際社会の一員として重要な役割を果たしていくことが求められています。

また、人権は人類共通の普遍的理念であって、日本特有、愛媛特有のスタンダードといったものではありません。そのため、人類共通の課題であるとの認識に立って、世界人権宣言や国際人権諸条約等示されている国際的な人権基準を追求する必要があります。

このため県においては、国際化時代に対応した人権教育に取り組みます。

5 行動計画の性格

- (1) この行動計画は、「人権教育のための国連10年」の取組を本県において総合的に推進するための計画です。
- (2) この行動計画は、他の様々な施策に関する諸計画に対して人権教育・啓発に関する基本的計画としての性格を有し、本県が今後推進する人権教育・啓発についての施策の方向を明らかにするものです。
- (3) この行動計画は、人権問題に関わりの深い公務員や教職員等の特定職業従事者はもとより、県民一人ひとりがあらゆる機会を通じて人権教育や学習に自主的に取り組むことをねらいとします。
- (4) この行動計画は、「人権教育のための国連10年」の最終年である平成16年（2004年）を目標年次とします。

Ⅱ あらゆる場を通じた人権教育の推進

1 家庭、地域社会における人権教育の推進

(1) 現況と課題

家庭教育は、子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断など基本的な倫理観をはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っています。例えば人権擁護推進審議会答申では、「親の差別的な意識が、言動を通じて、子どもに再生産される場合が少なくない。」と指摘しています。

つまり、家庭は子どもにとって生涯学習の出発点であり、とりわけ人権尊重の意識や態度をはぐくむ上で重要な場なのです。また、基本的な生活習慣や社会性を身に付けるなど子どもにとっての実践の場ともなっています。

しかし、近年の核家族化・少子化などの家庭環境の変化に伴い、「児童虐待」「いじめ」など、家庭における養育力、教育力の低下などに起因すると考えられる人権問題がクローズアップされています。特に、子育てや子どもとの関わりに不安や悩みを抱える母親が増加している状況があります。

このため、家庭教育に対する支援や情報提供の充実を図る必要があります。

一方、地域社会についても、都市化、過疎化、近隣との連帯意識の希薄化などに起因する教育力の低下が指摘されています。

地域社会は、そこが人々の生活の場であることから、一人ひとりが生きがいを持って豊かに生きていくために、人々の多様な学習意欲に対応した人権教育の充実が求められています。

(2) 施策の方向

① 家庭における人権教育の充実

家庭が子どもの人格形成の基盤であることを踏まえ、学校、地域社会や関係機関との連携を一層促進するとともに、人権教育や子育てについての親への学習機会の拡充や様々なメディアを活用した情報提供に努め、家庭教育を支援します。

さらに、相談体制の充実や指導者養成のための講座の開催などを通じて、家庭や子どもた

ちを取り巻く環境の整備を図ります。

また、家事、育児、介護などについては、従来からの固定的役割分担意識にとらわれることなく、男女が相互に協力するという「男女共同参画社会」実現に向けた意識啓発に努めます。

② 地域社会における人権教育の充実

各地域の様々な生涯学習の場における人権教育の一層の充実を図るため、市町村と連携して、公民館をはじめとする社会教育施設での学習機会の拡充を推進し、地域の実態に応じたより効果的な学習プログラムの開発及び学習内容の研究、指導者養成及び指導者の資質の向上を目指した講座などの開設に努めます。

また、学校、家庭、地域のネットワークづくりを支援することによって、一層の教育効果をあげるよう努めます。

2 学校等における人権教育の推進

(1) 現況と課題

学校においては、これまで同和教育を人権教育の重要な柱と位置付けてその推進に努めてきました。その基本方針を、「人権尊重の理念をすべての教育活動の基礎に置き、現職教育の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、生きる力をはぐくむ。」とし、子どもの発達段階に応じた指導目標を定め、保育所、幼稚園から高等学校まで、子どもの着実な発達を保障し、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への理解と認識を計画的・系統的に深め、一貫性のある教育の推進に努めてきました。

保育所、幼稚園では、豊かな生活体験を通して基本的な生活習慣を養い、社会性の芽生えや集団への所属感をはぐくみ、望ましい人間関係をつくることのできるよう取り組んできました。

小学校では、基礎学力の充実を図り、健康の増進に努め、身の回りにある差別や偏見に気付かせるとともに、人権意識をはぐくみ、生活の中の不合理や矛盾に気付き、差別解消につながる意欲や態度、技能を育てるよう取り組んできました。

中学校では、学力の向上を図り、進路の保障に努めるとともに、同和問題の歴史的・社会的背景について理解と認識を深めることにより、人間の尊厳について自覚を高め、差別解消に努める生徒の育成に取り組んできました。

高等学校では、進路保障の徹底に努めるとともに、同和問題の解決のため、主体的に実践する力量を身に付けさせることにより、真に民主的な社会の担い手となる生徒の育成に取り組んできました。

このように、学校では人権教育としての同和教育を推進してきましたが、いじめ問題等に表れた子どもの実態を見ると、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うという「人権の共存」についての理解が不十分と思われます。

したがって、これからは人権についての知的理解をより一層深めるとともに、人権感覚をさらに磨き、どのようにして態度や技能・行動に結びつけるかという、一人ひとりの実践力を高める教育が求められます。

(2) 施策の方向

① 全教育活動を通じた人権教育の推進

子どもの人権意識を高め、豊かな人権感覚を育成するために、学校等の教育計画の中に人権教育を明確に位置付け、子どもの発達段階に応じて、保育や各教科、道徳及び特別活動などの特性に十分配慮しながら相互に関連付け、教育活動全体を通じて人権尊重の精神をはぐくみます。

また、学習の指導に当たっては、子どもは多様な体験を積むことによって、より豊かな感性や人権感覚を身に付けることができることから、ボランティア活動及び高齢者や障害者との交流等の体験学習を積極的に取り入れます。

② 保育所・幼稚園、小・中・高等学校の一貫した人権教育の推進

保育所・幼稚園から高等学校まで、一貫した人権教育を推進するために、保育所・幼稚園、小・中・高等学校の各学校間の連携に努め、系統的な指導に努めます。

③ 研究指定校等の成果の普及と教材の整備

人権教育を推進するために、研究指定校等の実践的な研究や取組の成果を各学校等に普及させるとともに、地域や子どもの実態に応じた教材の開発や人材の活用を図ります。

また、これまで人権に関する教材を計画的・継続的に整備し、啓発資料等を定期的に発行して学校等に提供してきましたが、今後一層の教材の整備と提供に努めます。

④ 家庭、地域社会との連携

子どもへの人権教育をより効果のあるものにするために、家庭や地域社会へ人権教育の重要性を啓発することに努め、活動等を通じて保護者との連携・協力を図りながら、学校等の取組と関連性・一体性のある人権教育を推進します。

また、地域社会、関係機関などとの連携を深め、一体となった人権教育に取り組めます。

⑤ 教職員の指導力の向上と研修の充実

人権教育の推進に当たっては、教職員の力量によるところが大きいことから、教職員研修等を通じて、全教職員が人権教育に対する理解と認識を深め、一人ひとりが豊かな人権感覚を養うとともに、その指導力の向上に努めます。

また、各学校等において、全教職員が一体となって人権教育に取り組むための研修体制を確立し、研修の活性化を図るために参加・体験型の研修を取り入れるなど研修内容や方法の工夫に努めます。

⑥ 大学等における人権教育の推進

県が設置する短期大学、専門学校等において、人権に関する講義を充実するなど人権教育の推進を図るとともに、その他の県内の大学等において人権教育が一層推進されるよう促します。

また、全国の大学において人権教育が一層促進されるよう、引き続き国に対して要望します。

3 企業における人権教育の推進

(1) 現況と課題

公正な採用選考やセクシュアル・ハラスメント、いじめなどの職場での嫌がらせ、さらには

高齢者、障害者あるいは外国人の雇用など、今日、企業にとっても人権問題は、重要な課題となってきました。

企業は、本来営利を目的とする組織ですが、企業も社会を構成する一員であるとする「企業市民」という考え方から、企業の社会的責任や社会貢献が重要視されています。

また、企業に働く人自身も、地域社会の一員であることから、差別のない職場環境づくりと人権を大切にしたい社会づくりに努めることが求められています。

さらに、米国における「セクハラ訴訟」において日本企業が多額の賠償金を支払って和解した事例に見られるように、企業活動のグローバル化に伴い、企業の人権に対する取組は、国際社会の要請でもあり、企業経営における必然のコストとも考えられます。

現在、企業においては、同和問題をはじめとする人権問題への取組として、公正採用選考人権啓発推進員が中心となり、社内研修の実施、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考システムの確立を目指すなど人権啓発の取組が進められています。

このため、県や公共職業安定所は、推進員がその役割を果たすための支援として研修会の開催、研修教材の提供、研修資料の作成・配布などの取組を行ってきました。

しかしながら、一部の企業では採用選考や雇用管理などに際して、差別につながるおそれのある事象が発生していることから、企業における今後一層の人権教育の取組が期待されます。

(2) 施策の方向

① 企業内の人権教育の推進

企業における人権教育が、企業の社会的責任として、自主的に取り組まれるよう、情報提供や啓発冊子の作成・配布などを通じた一層の支援に努めます。

② 企業内の推進体制の充実

公正採用選考人権啓発推進員の重要性に鑑み、国との連携を図りながら、推進員の設置促進に向けて、事業主に対する指導・助言を行うとともに、各企業が連携を図りながら主体的に活動できる組織体制について研究します。

③ 就職の機会均等の確保

あらゆる人々の就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考システムの確立が図られるように、企業に対して指導・啓発を行います。

4 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

(1) 公務員（県職員）

全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務を有しています。

県行政に携わる職員は、この責務を自覚し、使命感を持って人権尊重の施策を推進することはもとより、日々の業務においても、常に人権を尊重し、誠実かつ公平・公正に職務を遂行することが求められます。

このため、職員一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務において人権の視点に立った対応ができるよう、新規採用職員研修から新任課長補佐研修までのすべての階層に応じた研修において同和教育の課目を取り入れるとともに、社会福祉施設での体験学習を通じた実践的な研修の実施、男女共同参画社会づくりや国際交流に関する研修課目の充実に一層努めます。

また、それぞれの職域において、業務遂行の中で人権尊重の取組を進めるとともに、各職場における自主的な研修の促進を図ります。

(2) 教職員

人権尊重を基盤とした学校教育を推進するためには、教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、同時に人権教育の推進者として、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立し、それぞれの職務において主体的に実践し、計画的にその課題や問題点等の解決に向けての共通理解を図るなど、常に人権教育推進の方向性とそれに基づく一人ひとりの役割を明確にすることが求められます。

このため、県教育委員会においては、管理職研修をはじめ、初任者研修、教職経験者研修など系統的な研修の充実に努めるとともに、同和教育主任研修など職務別の実践的な研修を実施し、教職員の人権に対する認識を深めるとともに、指導力の向上を目指した研修を積極的に推進してきました。

しかし、学校ではいじめなど子どもの人権に関わる問題が深刻な状況にあります。

これらの種々の教育課題の解決のためには、今後とも、教職員の資質と指導力の向上のために教職員研修体制の確立と研修内容の充実に一層取り組むとともに、家庭や地域、関係機関との連携強化に努め、さらに、教職員が自己の社会的役割を自覚して人権尊重の社会づくりに積極的に貢献するよう努めます。

- (3) 警察職員 (略)
- (4) 消防職員 (略)
- (5) 医療・保健関係者 (略)
- (6) 福祉関係者 (略)
- (7) マスメディア関係者 (略)

Ⅲ 重要課題への対応

1 女性 (略)

2 子ども (略)

3 高齢者 (略)

4 障害者 (略)

5 同和問題

(1) 現況と課題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

本県では、昭和40年（1965年）に出された「同和対策審議会答申」の精神をはじめ、同和対策事業特別措置法及びその趣旨に沿って、同和地区住民の社会的、経済的、文化的な地位の向

上を阻んでいる諸要因の解消を図るため、各種施策を総合的に推進してきました。

また、同和問題の解決を図る上で教育の果たす役割が大きいことから、県教育委員会と各種団体とが協議し、真の民主化と基本的人権擁護の立場から同和教育の正しい在り方を研究するとともに、その推進を図ることを目的として愛媛県同和教育協議会を結成し、県民総ぐるみの同和教育を推進してきました。

昭和48年（1973年）には、「愛媛県同和教育基本方針」を策定し、学校教育、社会教育の両面にわたり同和教育の推進と啓発に努めてきました。

さらに、昭和57年（1982年）からは、「差別をなくする強調月間（11月11日～12月10日）」を設け、啓発行事を集中的に実施することにより、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取組を進めてきました。

これらの取組により、同和問題に関する差別意識は解消に向けて着実に進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しており、差別発言等の事象も発生しています。また、大学への進学率等教育面で見られる格差の是正などの問題もあります。

このため、すべての人々が同和問題について、一層の理解を深め、その早期解決に取り組むための同和教育及び啓発を引き続き推進していく必要があります。

(2) 施策の方向

① 同和教育の推進

平成8年（1996年）5月の地域改善対策協議会意見具申の趣旨を踏まえ、「愛媛県同和教育基本方針」に基づき、引き続き同和教育を積極的に推進します。

学校教育においては、教職員の研修活動の充実、指導内容・方法の改善、また、同和地区児童生徒の学力向上と進路指導の充実に向けた取組等を通じて、偏見や不合理な差別を解消し、真の民主的社会を実現していく意欲と実践力を持った幼児・児童・生徒の育成に努めます。

社会教育においては、県民に対する啓発活動の一層の推進を図るとともに、社会教育関係職員などを対象にした研修事業の内容・方法に工夫を加え、同和問題についての深い認識と実践力を身に付けた熱意ある指導者を計画的に養成し、積極的に同和教育を推進します。

なお、同和教育の推進に当たっては、同和問題についての自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。

② 啓発活動の推進

効果的な啓発活動を推進するため、啓発内容や手法を工夫しながら、時代に即したより効果的な啓発事業を推進します。その際、市町村、関係諸機関、諸団体との協力を一層密にし、啓発活動の充実強化を図ります。

なお、同和問題解決の大きな障害要因となっているえせ同和行為については、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、この問題に対する誤った意識を助長することから、関係諸機関と連携し適切に対処します。

③ 隣保館事業の推進

隣保館については、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして重要な役割を担っており、これまでの成果を生かしながら、相談、支援事業などの効果的な推進を図るとともに、地域住民と

の交流を促進するなど新たな事業展開を実施することや、隣保館職員の資質の向上を図るなどにより、事業が活発に展開されるよう支援します。

④ 就労の安定

同和地区住民の雇用の促進と安定を図るため、事業主に対する啓発活動を一層強化し、就職の機会均等の確保に努めます。

6 外国人 (略)

7 HIV感染者等 (略)

8 その他 (略)

Ⅳ 効果的な計画の推進

1 人材の養成と学習方法の整備

(1) 人材の養成 (略)

(2) 学習方法の整備

① 効果的な手法の開発・導入

これまでの人権に関する学習は、主として、同和問題の解決を目指す取組の中で、様々な工夫されてきました。例えば、自治会等での懇談会形式、テーマに沿った講義方式、啓発映画の放映、啓発冊子などを使用した教材学習形式等で行われてきました。これらの手法は、一度に多くの人に一定レベルの理解を図ることができることから、基礎的な人権教育を実施するのに有効な方法ですが、学習者が受け身となること、知識の理解にとどまってしまうなどの問題点があります。

また、人権に限らず現代的課題に関する学習においては、そのテーマが深刻であればあるほど知識詰め型になる傾向が見られ、「堅い」、「厳しい」、「苦しい」、「権威的」といったマイナスイメージが「隠れたカリキュラム」として学習されてしまうとも指摘されています。

このため、今後の学習方法については、従来の形式も活用しながら、それに工夫を加えるなど、県民の意識状況、学習ニーズ等を把握し、対象者に応じたグループ学習等の手法の充実を図ります。また、ロールプレイ、シミュレーション、ワークショップといった参加・体験型学習等の手法の導入を進めます。

② 効果的な教材の開発・整備 (略)

2 効果的な啓発と情報提供 (略)

3 ボランティア活動の促進 (略)

4 国際交流・協力の推進 (略)

V 計画推進にあたって (略)

6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

7 愛媛県人権尊重の社会づくり条例

平成13年 3 月16日公布

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするとところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(県と市町村との協働)

第4条 県は、市町村に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(基本方針の策定)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

(愛媛県人権施策推進協議会)

第6条 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に關し、知事に意見を述べることができる。

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例 第54号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部愛媛県同和対策委員会の項を削る。

人権教育推進の手引作成委員

(平成14年3月現在)

西条市立神拝小学校 酒 井 敦 夫
大西町立大西小学校 藤 村 秀 明
松山市立味生小学校 渡 部 万美江
松山市立余土小学校 佐 藤 敦 子
双海町立双海小学校 森 田 清 延
八幡浜市立舌田小学校 上 野 直 記
吉田町立吉田小学校 山 下 辰 男

新居浜市立船木中学校 藤 田 栄 二
今治市立西中学校 越 智 建 喜
松山市立勝山中学校 高 月 伸 二
長浜町立長浜中学校 船 津 治
吉田町立吉田中学校 藤 原 和 憲

県立西条高等学校 月 原 信 行
県立今治北高等学校 石 川 達 也
県立川之石高等学校 兵 頭 民 雄
県立野村高等学校 繁 桝 義 一

土居町教育委員会 藤 原 健 二
丹原町教育委員会 越 智 邦 夫
菊間町教育委員会 藤 本 満
宮窪町教育委員会 井 原 光 明
北条市教育委員会 篠 原 一 正
松前町教育委員会 升 田 裕 康
内子町教育委員会 土 居 好 弘
城川町教育委員会 青 木 志 郎
吉田町教育委員会 山 本 利 彦
津島町教育委員会 谷 口 登志彦

愛媛県県民環境部

男女共同参画局参画推進課

愛媛県保健福祉部

健康増進課

児童福祉課

障害福祉課

高齢者福祉課

人権対策課

越 智 和 彦

高 智 健 二

金 岡 潤 一

永 元 判

米 澤 靖 之

門 田 吉 雄

愛媛県教育委員会

西条教育事務所

今治教育事務所

松山教育事務所

八幡浜教育事務所

宇和島教育事務所

生涯学習課

保健スポーツ課

義務教育課

高校教育課

障害児教育課

総合教育センター

人権教育課

坂 井 親 治

宮 内 則 人

井 上 秀 司

神 野 武

谷 本 圭 司

大 野 和 徳

菊 池 英 輔

大 野 哲 寛

清 家 實

花 本 光 典

堺 雅 子

坂 井 良 至

三 好 龍 二

染 田 祥 孝

武 智 一 郎

矢 野 由 久

高須賀 康 夫

井 上 恭 雄

宮 崎 悟

加 地 雅 彦

須之内 靖 彦

上 満 徹

越 智 正 尚

岡 田 利 文

渡 部 智磨子

大 島 進